



熊本県版

No. 264

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

熊本県本部

〒862-0954

熊本市中央区神水

1-30-7 コモン神水

☎096-381-1807

第三回犠牲者顕彰ツアー

「思想犯」の南方戦線への島流しや予防拘禁とは

第3回治安維持法犠牲者顕彰ツアーを9月15日に開催します。今回は、阿蘇方面の犠牲者のお墓を訪ね、足跡をたどります。南小国町満願寺の田北一郎氏、阿蘇町黒川の草野三喜男氏、南阿蘇村一関の伊藤秀男氏です。移動に時間がかかりますので3人に絞りました。3人の略歴は、梶原氏の『地下水、その噴き出ざるを願って』より末尾に掲載します。ここでは簡単に顕彰ツアーのポイントをご紹介します。

田北さんは、第2回ツアーで回った田代官次・テル夫妻とともに新興教育運動弾圧に連座した人で、満願寺青年組織の中心メンバーです。今回訪ねたら、田北一郎氏の3男具昭氏

運動の基本

- ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
- 一 治安維持法体制の復活に反対する。
 - 二 国は戦前の治安維持法が人道に反する悪法であることを認めること。
 - 三 国は、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

にお会いでき、墓を案内していただきました。墓は敷地内にありました。顕彰ツアーの件も快く受け入れてくださいました。

草野氏は戦後もしばらく熊本で活動していますからご存じの方もいらっしゃるかと思います。戦前の長い活動歴と逮捕歴は大変なものです。拷問と長期の拘留によって脳障害を起こしてしまいました。特に太平洋戦争開戦を前にして改悪された治安維持法の『予防拘禁』に付され、終戦まで予防拘禁所（豊多摩刑務所の一角）に自由を奪われていました。この『予防拘禁』について学べたらと思います。

伊藤氏は、情報が少なく経歴は不明です。はっきりしているのは治安維持法犠牲者で、釈放後保護観察処分を受け、司法省函南奉公義勇隊に入隊を余儀なくされ、ボルネオ島で1945年8月2日戦病死しました。この時一緒に派遣された熊本の犠牲者、工藤勝行氏も生死を共にし、終戦後の8月21日に同島で戦病死しています。この『思想犯島流し』がどのような経過でなされたかを確認したいと思います。

顕彰ツア－の募集要項

日時 9月15日(日)午前9時コモン集合

午後4時頃解散予定

行程 コモン―草野三喜男墓(阿蘇黒川)―阿蘇道の駅休憩―

田北一郎墓(南小国満願寺)―南小国総合物産館休憩・

昼食・伊藤秀男墓(南阿蘇一関)―道の駅あそ望の郷休憩

―コモン

交通機関 乗用車乗り合わせ(参加者を確認し車を手配します)

費用 一人 1500円(資料代・交通費・献花代)

昼食は各人準備または道の駅で購入してください。

※ 申し込み締め切りは車の手配の都合上、9月10日とします。
申し込み・お問い合わせ 関根 ☎090-1366-5004

参考資料

『地下水』より

草野 三喜男 一九〇五―一九五一

一九〇五(明三八)年熊本県阿蘇郡黒川村の平山家に生まれる。一九二二(大一一〇)年三月小学校卒業後大阪へ、大阪通信局に就職、三年間働きながら関西大学専門部特科に学ぶ、この頃マルクス主義に接する。

一九二四(大一二)年大阪通信局を解雇される。関西日報記者となり、上京して新聞配達などして学習に励む。一九二六(大一一五)年東京で農民運動を研究。

翌二七年六月帰郷。道村友八らと村政革新同盟を組織、のち日本農民組合黒川支部準備会を作り、翌年発足した同支部の常任書記。一九二八(昭三)年、「三・一五」事件で日本共産党の存在を知る。同年末から九州齒科医専の前田啓太らと「政權獲得同盟九州協議会」「労農同盟九州地方同盟」などを結成。熊本県代表として九州を舞台に活動。一九二九(昭四)年四月(四・一六)事件)福岡で検挙、三〇年二月二八日、前田ら二〇人とともに起訴され、同年六月二日、懲役二年(執行猶予四年)の判決で出所。

一九二九年、上京し、全協通信労組に加盟、同労組組織部

員、一九三三(昭八)年三月検挙。ペンネーム島田のまま押し通す。一九三五(昭一〇)年、懲役二年(執行猶予四年)で出所。

出所後、東京本郷で古本屋を営みつつ運動に参加。一九三六(昭一一)年二月検挙(懲役二年)、そのまま、一九四一(昭一六)年二月、東京拘置所に徳田球一、志賀義雄、黒木重徳らと予防拘禁所に収監。豊多摩刑務所で毎週木曜日の夜ひらかれていた学習会で「日本農業論」を講義するが、やがてかつての拷問と長期の拘留(予防拘禁)による脳障害を引き起こす。

戦後一九四五(昭二〇)年一〇月一〇日、東京巢鴨拘置所出所後ただちに熊本と九州に日本共産党再建に取り組み、同年一月日本共産党熊本地方委員会を創立、初代書記に選ばれた。

一九五一(昭二六)年二月「占領政策阻害行為罰令」(政令三二五号)、「平和のこえ」事件で検挙、獄中で病氣再発、出所後同年一月二五日死去。享年四六歳。

遺骨は熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川の平山家の墓地に埋葬される。

田北 一郎 一九一〇—二〇〇七

一九一〇(明四三)年五月、阿蘇郡南小国村大字満願寺にて、父・盛義、母・シズの長男として生まれる。県立大津中学に入学したが中退。一九三二(昭七)年二月、田代官次らの新興教育同盟熊本支部準備会総会に参加。八月、新興教育同盟中央委員会に出席。

一九三三(昭八)年の秋、満願寺部落での秋祭りで自作の脚本による「反戦劇」を上演し、これがもとで同年一二月二四日、治安維持法違反としてこの劇に出演した他の満願寺部落の青年十数名とともに小国署に検挙され、二年間拘留ののち、三四年五月一日同容疑で起訴、一九三五年二月二二日懲役二年、執行猶予四年の判決を受ける。出獄後、消費組合運動に参加。

戦後農民運動に参加。二〇〇七年七月八日死去。享年九八歳。

伊藤 秀男 出生日不明—一九四五

熊本県阿蘇郡白水村(現南阿蘇村)一関字下積出身とみられる。伊藤は一九四二年七月、ときの東条内閣の閣議決定によつて行われたいわゆる「思想犯島流し」Ⅱ「司法省函南奉公

義勇隊」に組み込まれ、南洋ボルネオ島（現インドネシア）に派遣され、四五年八月二日、同島シンバガンにて戦病死した。実家の墓碑には享年四五歳とある。

工藤 勝行 一九〇七—一九四五

一九〇七（明治四〇）年十一月、熊本市にて出生。小学校高等科二年中退。

熊本市水道鉄管試験所に就職、労働組合をつくろうとして解雇された。一九二四（大一一）年頃上京、東京本所東大セツルメント労働学校に学び、総同盟青年行動隊に加入。細谷松太らの前戦同志会に所属、のち富士紡績川崎工場のスト突入時に検束さる。総同盟神奈川県連合会書記をつとめたが、一九二六（大一一）年一〇月総同盟の労働党脱退に反対して総同盟から除名さる。のち評議会関東金属労組のオルグとして活動。一九二八（昭三）年「三・一五」事件で検挙。釈放後、組合再建につとめ、五月に日本共産党に入党。

翌二九年「四・一六」事件後、京浜地区再建に従事中、治安維持法違反容疑で検挙され、三〇年三月、横浜地裁で同志の多木、蔵前、碓井、内野らとともに判決を受ける。「東京控訴審」で工藤は懲役六年の実刑判決。三五年出獄後ただちに熊

本に帰り、熊本・京浜の組織再建に着手した。

一九三六（昭一一）年、静岡で、治安維持法違反容疑で検挙され四二年出所。

一九四四（昭一九）年六月、「司法省図南奉公義勇隊」（通称「思想犯島流し」）に組み込まれる。四五年八月二日、ボルネオ島で戦病死した。享年四〇歳。



寄稿

思想弾圧は決して過去のことではありません。現憲法で保障された国民の権利は私たちが闘いをやめれば、権力によって簡単にうばわれてしまいます。戦争準備を急ぐ政府によって、憲法違反の悪法が次々に成立する今日、政治の流れを変えようとする勢力に対する弾圧に備える必要があります。今回、内田さんに70年代の選挙弾圧の体験を投稿していただきました。教訓にしていただけだと思います。(編集部)

公選法による選挙弾圧との闘いが人生を変えた

内田次一(八代支部)

1974年7月の参議院選挙に於いて、投票日翌日の7月8日に、当時勤めていた県企業局市房発電所の職員寮で、朝7時ごろ、まだ寝ていた私の部屋のドアをノックする音で起こされました。ドアを開けると、数人の男が突然入ってきて「公選法違反で捜査する」と捜査令状を読んで私に示すや否や、部屋の中を捜査し、選挙用のビラ等資料を押収しました。私は、何事かと思い「警察に捜査されるような悪いことはしていない」と強く主張しました

が無視。私の部屋以外に、職場や、私の車の中まで開けて見るなど、総勢十数名の捜査員が捜査しました。私は、知り合いに連絡をしようと電話を取ろうとした時に、捜査員の一人が「時間だ」と言って、逮捕令状を私に見せて、数人の警察官が力づくで私を車に載せ、所轄の多良木署に連行しました。多良木署では、私の顔写真や指紋を撮るなど犯罪人扱いをされました。2階の取調室では、私を尋問し、調書をとるために、2人の警察官がいました。私に対して、名前や住所、職場、家族構成など尋ねました。私は、「何を理由にした逮捕なのか、わからない。何も言う必要はない」と、黙秘をしたつもりでいましたが、氏名・住所・職場など、黙っていても相手は既に知っていることだからと、名前と住所は言わざるをえませんでした。ただ、選挙に関することや、仲間のことなどは一切黙秘しました。多良木署で取り調べ中に、警察署の外から「うつだ君頑張れー」という何人かの支援者の声が聞こえました。特に当時の日本共産党多良木町会議員鍋田立一さんの声は、はつきり覚えています。大変心強く感じました。

取り調べの警察官が「国選弁護士を付けますか」と聞いたので、私は、「共産党の弁護士を」と要望しました。後日聞いた話ですが、私が逮捕された日のお昼のテレビニュースでは、「共産党が選挙違反で逮捕された」と、私の顔写真入りで、買収犯と並べて

報道されたそうです。

一日目の取り調べが終わり、人吉警察署に移送される際に、私は「手錠」を掛けられました。

「私はなぜ手錠をかけられなければならないのか」強い屈辱感にかられ、力が抜ける気持ちになりました。人吉警察署に着き、留置場に留置されました。そこは、一部屋に二人が入る鉄格子の檻の中です。私が入る部屋にはすでに、『恐喝』で逮捕された人が入っていました。留置部屋は、扇型になっていて、看守が見渡せるような構造になっていました。

その日の夕方に、国民救援会の加藤修弁護士が来てくれました。孤独な中に「救われた」という気持ちになりました。加藤修弁護士に対して私は、「突然、寝込みを襲われ逮捕されたこと、多良木署での取り調べの内容」などについて話をしました。加藤弁護士からは、「仲間のみなさんが警察に抗議し、釈放を求めている。黙秘権を使って頑張るように」と激励されました。二日目も多良木署で取り調べを受けましたが、その時は、気持ちも落着き尋問に対しても「何も話すことはない」と、黙秘を貫きました。結果的に、二泊三日の拘留の後、保釈となりました。

ところが、その後、検察庁は私を『起訴』しましたので、人吉地方裁判所で闘うことになりました。私は、仕事をしながら、三

年間で20回の公判を闘いました。この裁判闘争を職場の労働組合や地域の支援者のみなさんに支えられて闘うことが出来ました。私のような公権力による不当な選挙弾圧で逮捕された人々の数は、全国で6百余人、起訴された人は22都府県2百人近くへのぼっている（日本国民救援会の調査）ということです。私は、「選挙弾圧全国交流会」に参加して、不当な弾圧と闘っている人たちの話を聞いて、確信を持つことができました。

私がなぜ不当弾圧されたのか、その政治的な背景については、裁判闘争を通していいよ明らかにしてきました。それは、取り調べの警察官が私に対して「君は目立ちすぎる」などと言ったことです。公安係刑事は、1年前に私の顔を覚えるために職場を訪れています。

私は、1970年4月に熊本県企業局に採用され、翌年7月に県営市房発電所に勤務することになります。それまで、政治に関心がなかった私も、職場の労働組合活動に参加したり、地域の文化運動に参加する中で、政治や社会に関心を持つようになりました。1972年には、日本民主青年同盟に加入し、人吉・球磨の青年運動、文化運動にもすすんで参加するようになりました。また、原水禁運動、ベトナム人民支援、水俣病公害反対裁判支援など、街頭宣伝活動などを行ったりしました。職場では、県企業局

労組青年婦人部長、さらに、民青球磨地区委員長になります。人吉・球磨地域の青年団体と共同し、「人吉・球磨青年文化祭典」を、初めて人吉市民会館で開催しました。当時の全国的な情勢は、政府の超高度経済成長政策で、物価値上げに一段と拍車がかかり、田中角栄内閣の支持率が15%まで落ち込み、自民党体制の危機と言われ、地方からは政治革新の流れが広がり、自民党政権に代わる野党政権を求める動きがあり「保革伯仲」といわれる中での参議院選挙でした。それが、私の活動が「君は目立ちすぎる」という警察官の証言になったのです。警察は捜査の段階で、旧岡原村の住民に、私の顔写真を示して捜査していますし、住民からの調書を取るために、お菓子までもって入ったのです。参議院選挙中、球磨郡旧岡原村（現あさぎり町）では、学校の体育館を借りて、共産党の演説会が計画され、その演説会の案内のために、私は、地域に法廷ビラを配布しながら「演説会に来てください」と声をかけました。その行為が「戸別訪問だ」として公選法に違反するとされたのです。逮捕の理由には、これ以外にも、法廷ビラに演説会についての記述があったことも理由にしていますが、それは、裁判の中で、取り下げられました。最終的には、「戸別訪問をした」ことが理由となりました。

しかし、選挙の際に、候補者の人柄や政策を知らせることは、

当然のことではないでしょうか。自民党のように、個別に金を配って投票依頼をすることこそ、禁止されなければなりません。

当時の選挙は『5当3落』という、数億円のお金を使わなければ当選しないという金権選挙が当たり前とされて、マスコミを賑わしていました。お金で政治を買うという行為こそ民主主義に反する行為であり、絶対やってはならない行為ではないでしょうか。

裁判の中、日本国民救援会の山田善二郎さんの証言によると「昭和43年（1968年）5月号の警察学論集には、選挙違反を取り締まる重点は、悪質犯の買収や利益誘導より、形式犯（戸別訪問、文書違反）に置いており、民主的団体や個人の正常な政治活動を取り締まる方に向けている」とのことです。加藤修弁護士は『人間の基本的人権である表現の自由、国民主権である選挙権の適正な行使のためにも被告人のした行為は非常に有益なものです。選挙民は、候補者や政策を知らねばならないからです』と主張しています。

私は、この裁判闘争の中で、多くの支援者に支えられました。県企業局労組のみなさん、地域の文化運動や民育同盟、日本共産党県委員会、南部地区人吉球磨地区のみなさん、国民救援会の弁護団のみなさんなどです。「公選法弾圧・内田事件を勝利させる会」の名で、パンフレットを作り、裁判支援の運動を広げていた

できました。

しかし、1978年3月、ついに人吉地方裁判所で判決が出され、「戸別訪問をしたことは事実であり有罪」「罰金一万5千円と公民権停止はなし」の不当判決が出されました。その裁判官は、後日、東京に栄転となりました。私は、納得できず、福岡高裁に控訴しましたが残念ながら「控訴棄却」となり、判決が確定しました。

私は、3年間の裁判闘争の中で、多くの方々の支援をいただき感謝しています。一方、悲しかったことは、裁判中に、私を小さい時から可愛がって育ててくれた祖父が亡くなり、その半年後には、父が亡くなったことです。私は、この選挙弾圧を経験し、自民党政治の金や公権力による人権や民主主義を無視した裏政治の本質を見せつけられました。民主主義の日本で、こんなことが当たり前であってはならないと思いました。そして、このような政治は変えなければならぬと強く思うようになりました。「一度しかない人生を真面目に生きている人がむくわれる社会」にしなければと思い、私は、熊本県企業局を自主的に退職し、日本共産党の専従者になり、1978年4月に民青同盟県委員長を6年間、1984年10月日本共産党南部地区常任委員、1992年5月から4期13年旧坂本村の村会議員を勤め、政治革新めざし、

自民党政治の悪政から、住民の暮らし・福祉を守るために活動しました。2005年7月八代市への合併選挙で議員を失職した後も、再び、日本共産党南部地区の専従者になりますが、2010年3月体調不良で共産党専従職を退職しました。振り返ってみると、1970年代の青春時代に、政治に目覚め、日本の希望ある未来を夢見て頑張っていた時に、公権力による「選挙弾圧」を受けたことは、私の生き方を大きく変えました。

今、岸田自公政権は、私たち国民の切なる願いを無視し、アメリカ言いなり大企業優先で、憲法9条を無視した大軍拡・戦争する国づくりに突き進んでいます。戦後、平和憲法のもとで生きてきた私としては、日本を再び戦前に逆戻りさせてはならないという思いを強くしています。

平和を願う多くの皆さんと力を合わせて、岸田自公政権に変わる新しい政治をめざして、これからも頑張っていきたいと思えます。

治安維持法同盟 九州沖縄ブロック 交流会 ご案内

治安維持法
制定100年・廃止80年

日本政治に連綿と生き続ける「特高人脈」
政治反動、「戦争する国づくり」の源流！

“治安維持法体制”に決着を！

(仮題)

日時 **10月22(火)23(水)** 22日午後1時～
23日正午まで

会場 **しん えん さん そう
神園山荘**

熊本市東区神園 1-10-41 ☎096-380-2511(代)
◆熊本県民総合運動公園そば・熊本インターから5、6分
◆風光明媚、静かな佇まい、天然温泉大浴場あり

＜参加費＞ 12,000円 (熊本の参加者は9,000円)

1日目の
記念講演

治安維持法を語らせたら右に出る人はいないと評判の講演の名手

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
中央本部副会長・千葉県本部長

小松 実 氏



「二度と戦争はしない、戦力は持たない、交戦権は放棄する」と誓った平和憲法を持つ日本がなぜ、莫大な軍事費を投入して「戦争をする国づくり」を進めるのか？ —— アメリカの圧力もありますが、戦後のほんの一時期を除いて政治、経済、社会などのあらゆる分野でアジア・太平洋戦争を推進した勢力が大きな力を持ちつづけ、支配してきたからにはほかなりません。その重大な流れの一つが戦後、54人も国会議員となって暗躍した「特高官僚群」で、その系譜は今日なお生き続けているのです。そうした日本の政治と社会の根本問題について小松実さんに分かりやすくお話していただきます。

2日目
観影ツアー

大逆事件、治安維持法犠牲者の記念碑等を訪ねます

主催・治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部
＜お問い合わせは＞ 治安維持法同盟熊本県本部
関根 090-1366-5004/小田 090-5380-9451 まで

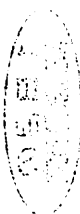


Handwritten text in the top right margin, possibly a title or date.

Handwritten text in the middle right margin.

Handwritten text in the bottom right margin.

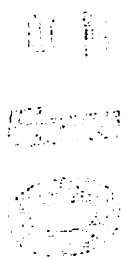
Main body of handwritten text in the right column, spanning across the horizontal fold.



Handwritten characters at the top center, possibly a date or location.

Large handwritten characters in the center, possibly a title or chapter heading.

Handwritten text in the center, below the large characters.



Main body of handwritten text in the left column, spanning across the horizontal fold.



Handwritten text in the top left margin.

Handwritten text in the middle left margin.

Handwritten text in the bottom left margin.

